



第3分科会 憲法カフェ
戦争法ってなに？
今平和の危機！

助言者 大塩 慧
(川越法律事務所弁護士)

司会 原 征子
記録 箕輪愛子



約 1 時間という限られた時間の中で、大塩先生もレジュメをお持ちくださり、お話しいただきました。テーマに沿っては、話し足りないと感じられたようです。今平和の危機 1～8 まで、日本国憲法の成り立ちから日本国憲法とは、平和憲法とは、平和主義とは何か、集団的自衛権行使容認の閣議決定・平和的生存権、日本国憲法改正草案の内容について、秘密保護法、国家緊急権—緊急事態条項の新設、国防軍発言など…まさに平和の危機といえる状況を記し、まとめました。

1. 日本国憲法の成り立ちから現在まで

今年2015年は、アジア太平洋戦争の終結から70年。日本は1931年、満州事変を起こし、37年には北京郊外での日中両軍の衝突を機に、中国への全面戦争を開始し、41年には、マレー半島、ハワイ真珠湾に奇襲攻撃を行い、戦果はアジア太平洋全域に広がり、に本軍は、各地で虐殺・暴行・略奪を繰り返し、アジアの人々など2000万人日本人は310万人以上の人々の尊い命が奪われました。日本国憲法は、その戦争の反省の上に立ってつくられ、二度と戦争をしないと誓った憲法9条を持つ国として、立憲主義・民主主義・平和主義の下、多くのひとびとの英知とたゆまぬ努力によって法治国家としての道を歩んできました。しかし安倍自・公政権は、昨年7月1日に《集団的自衛権行使容認の閣議決定》をし、軍事立法である秘密保護法を強行し、武器輸出まで認め、消費税を上げ、軍事費は約5兆円という過去最大の増額をし、今年9月19日は、安保法制（戦争法案）には、世論調査で83%が説明不足、60%の人々が採決反対と回答しているにもかかわらず、**数**のちからで強行採決を押し通しました。この間「9条の会」も参加の全国的規模での戦争させない総がかり実行委員会・ママの会・学者・演劇人・弁護士・シールズなど若者の会・高校生、市民など何千か所何百万もの人々が全国から国会へ、各地域で『戦争をさせない』『憲法9条を守れ』の行動が大きく広がりました。また、9月19日強行採決以降も、ひき続き『戦争法廃止』へと行動はさらに広がっています。

2. 日本国憲法は 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行

現行日本国憲法は、国の最高法規で、立憲主義に基づくものであり、法の支配のもと、権力をしばるものであり、政府が勝手に解釈などして、やりたいようにできない性質のものである。また私たち国民が平和に生きるために政府に戦争をさせないという意味で権力を縛るものである。

3. 憲法の平和主義とは何か

憲法前文第一段として平和国家、第二段として国民の権利としての平和的生存権：法規範性あり（not・裁判規範性あり）

◎憲法9条の仕組みと意味

- 1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権はこれを認めない。
 - 1項で放棄されているのは、侵略戦争・自衛戦争の両方であるが、日本

は過去に自衛の名の下の侵略戦争の歴史がある。

●憲法は軍隊の存在を想定していない。

●2項では、戦争放棄に至った動機である国際平和を誠実に希求するため、自衛、侵略を問わず、いかなる戦力も持たない（通説）

4. 安倍自・公政権は、2014年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定をし、新3要件を提示した。

① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し…の項について。

政府は、アメリカが攻撃されたときに、日本が手助けをしないのは、同盟関係にひびがはいるとの発想である。しかし、閣議決定の3要件が適用されれば、同盟国による先制攻撃の場合でも適用するとした答弁は、イラク戦争のような戦争でも適用されれば、侵略戦争にも自衛隊が出ていくというもので、憲法9条に明らかに違反するものであり、自国が攻撃されていなくても他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は許されないことである

(実際には日本は国民に対しては消費税を上げて、社会保障を削減し、軍事費を増やし、武器輸出まで認めて、このままいけば自衛隊が地球の裏側まで行くことになります。一回武力衝突をおこしたら、国民の命は後回しの大変な事態になるのが現実です。)

5. 平和的生存権 はすべての人権の基礎にあって、基本的権利であり、戦争軍備と戦争によって『破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、平和な世界を作り出してゆくことのできる核の時代の自然的本質を持つ基本的人権であり、憲法前文、特に憲法9条及び13条、第3章の個別的的基本的人権の諸条項が複合して保障している基本的人権での総体であり、具体的権利である』（日本国憲法）

●日本国憲法改正草案には、平和的生存権が出ていない

国民にペナルティーを与えるためにはずしている。

政府は、憲法は、努力設定であり、ほとんど意味がないといっている。また現行憲法第25条の生存権（1. すべての国民は、健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2. 国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障

及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない) についても政府は、国民には具体的権利などないといっている。

6. 日本国憲法改正草案→2012年に決定された自民党改憲草案

(1) 現行の日本国憲法前文の『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする』を削除

(2) 平和的生存権の削除

(3) 安倍首相の記者会見での『我が軍』発言(3月25日)は、国防軍を意識している。(日本国憲法改正草案には、国防軍第9条2. 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持すると明記されている。)(軍法会議の設置)

●第3条. 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

(4). 日本国憲法改正草案では、天皇は、日本国の元首であり、日本国は国民総合の象徴である天皇をいただく国家である。(国民は臣民であり、人権がない.)

9条2項、戦力の不保持、交戦権否認を削除。

6. の日本国憲法改正草案の(1)(2)(3)(4)などは、私たちの生活に何をもたらすのか。

中国に対峙し、地球の裏側までアメリカの引き起こす戦争に加担することにより、紛争に巻き込まれ、さらなる防衛予算の増大と社会保障の切り下げは必須となる。

私たち国民には平和的生存権はなく、憲法改正の布石としての国家緊急権を発動し、人権を停止する(緊急事態条項を新設)

緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も法律の定めるところのより、当該宣言にかかる事態において、国民の生命身体および財産をまもるために行われる措置に関して発せられる国その他、公の機関の指示に従わなければならない……の項。これらは、かつての国家総動員法に匹敵する代物である。

7. 秘密保護法について

2013年12月、安倍・自公政権が押し寄せる多くの反対を押し切り、**数の力**で強行採決し、成立させた事実上の軍事立法である。

秘密保護法は、安倍首相がオバマ大統領との会談で、日米同盟強化を見据えたものと説明したとおり、海外で米国と一体に軍事行動をする国へと日本をつくりかえる構想の一環である。自民党は、2012年、集団的自衛権行使の具体的要件などを定める国家安全保障基本法案の概要をまとめ、この法案を、国家安全保障会議(日本版NSC)設置法の上に位置づけました。国民から見て、何もかもが秘密となり、自分が接した情報が『特定秘密』か、わからないまま処罰されることです。国民の安全を脅かす戦争計画が作られてもそれを知ることが困難になります。重大なのは、秘密を指定するのが行政の長だということです。都合の悪いものは全部かくして、罰則まで設け、

情報操作により、民主主義の形骸化をはかるものと言わざるを得ません。

8. 6. の日本国憲法改正草案の中の 国家緊急権を発動し、人権を停止する緊急事態条項を新設する について。

安倍首相は11月に行われた予算委員会で憲法改正への意欲、なかでも、国家に基本的人権の停止などの緊急大権を与える緊急事態条項を導入するよう強く主張。大規模な災害が発生したような緊急時にかからめて、1つには、緊急事態宣言を用いて、国民の権利を著しく制限、政府の統制下に置くことを狙っている緊急事態条項によって戒厳令に等しい状況が作られ基本的人権が制限、集会・結社の自由をはじめ表現の自由や通信の秘密が損なわれる事態に至る恐れがあります。

2つ目に。2016年2月に安倍首相は、憲法9条2項を改正し、自衛権を明記し、あらたにじえいのための組織国防軍の設置を規定するなど、改正草案は、あるべき将来の憲法を示していると発言。これは米国の戦争に日本が世界中で協力するための戦争法に対する『違憲』の批判が続く中、「自衛隊」を憲法に位置づけるという議論で、9条2項改定、削除にまで踏み込む危険な姿勢を示したものです。(文責 箕輪)

